

中小企業の信用保証料を引き下げ！

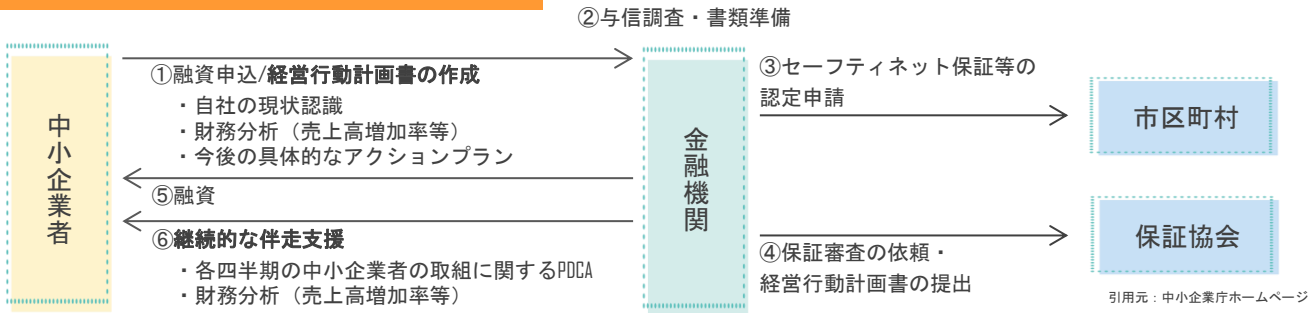
伴走支援型特別保証制度

<伴走支援型特別保証制度とは>

伴走支援型特別保証制度とは、いくつかの要件に合った中小企業が、コロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作ったうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度のことで、

新型コロナ対応として始めた民間金融機関を通じた無利子融資が2020年度で終了する一方、まだ経営の立て直しに時間がかかる中小企業が少なくないなかで、一定の規律を設けた新たな支援策として始まりました。

伴走支援型特別保証制度の概要



- 保証限度額：4,000万円
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：5年以内
- 金利：金融機関所定
- 保証料率：0.2%
(国による保証前は原則0.85%)
- 売上減少要件：▲15%以上
直近1ヶ月と前年または前々年を比べて

- セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること
- 経営行動計画書を作成すること
- 金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に1度）等

伴走支援とは

制度を利用した中小企業は原則5事業年度の四半期ごとに、アクションプランのPOCAを回すために金融機関からフォローアップを受けます。一定の改善があれば、フォローアップの頻度は少なくなる見込みです。

経営行動計画書記載内容

- ・ 事業者名
- ・ すでに対話済で、今度継続的に伴走支援を行う金融機関
- ・ 経営状況
- ・ 今後の具体的なアクションプラン

■経営行動計画書とは？

搬送支援型特別保証制度を利用するための要件のひとつとして、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成する必要があります。

ローカルベンチマーク6つの指標

- 1.営業利益率（収益性）
- 2.労働生産性（生産性）
- 3.自己資本比率（安全性）
- 4.売上増加率（売上持続性）
- 5.営業運転資本回転期間（効率性）
- 6.EBITDA 有利子負債倍率（健全性）

※ローカルベンチマークとは、経済産業省が提供しているツールのこと。財務指標などに基づき、「企業経営における健康診断」を行うことができます。

申請手続きの流れ

- 1.事業者が金融機関へ融資を申し込み、経営行動計画書を作成
- 2.金融機関による、与信審査・書類準備
- 3.金融機関による、該当の市区町村へセーフティネット保証等の認定申請
- 4.金融機関による、保証協会へ保証審査の依頼・経営行動計画書の提出
- 5.金融機関による、事業者への融資開始
- 6.金融機関による、継続的な伴走支援

経営行動計画書の詳細な経営分析・改善計画の策定を事業者のみで行うのは難しいので、会計事務所に相談をしながら作成しましょう。



※YouTube動画もご視聴ください。

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など